

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	札幌市借上市営住宅入居者移転支援業務		
発 注 課	都市局市街地整備部住宅課		
選 定 事 業 者	一般財団法人 札幌市住宅管理公社		
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）			
■地方自治法施行令第167条の2第1項第（2）号 □地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第（ ）号 【具体的事由】 当該業務は、借上契約期間満了が迫っている借上市営住宅について、入居者の他の市営住宅等への移転あっせん、移転料の支払い等の移転支援及び対象団地自治会への共益費補助などの自治会支援業務を行うものである。 入居者の移転あっせんは、各団地の移転状況、入居者の移転先の希望、移転期限、建替事業による移転状況も含めたあっせん可能な住戸の空き状況等を踏まえ、各入居者にどの住戸を案内するか、綿密に選定しなければ、全ての入居者を移転させることが困難である。 また、移転あっせんだけではなく、自治会対応、移転拒否の際の法的措置等、本市固有業務と密接不可分の関係があることから、当該業務を円滑に遂行するためには市営住宅入居者に係る人的管理のノウハウを有している者が対応する必要がある。 選定事業者は45年以上にわたり、市営住宅の入居者募集事務・住み替え事務、家賃管理、自治会支援等の入居者に係る人的管理業務を良好に行っており、当該業務を遂行するためのノウハウが蓄積されている。 また、令和元年から当該業務を受託しており、当該業務遂行のノウハウも十分に蓄積され、入居者及び自治会の詳細な状況を把握し、信頼関係を構築できている。 したがって、選定事業者は、本市と密接に連携して事業を実施していくことが可能であり、当該業務を円滑にかつ確実に実施できる唯一の事業者であるため特定する。			
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号		
決 定 日	令和7年3月3日		